

## 災害時避難支援の協力等に関する協定書

宇部市（以下「市」という。）と〇〇〇地区自主防災会（以下「自主防災会」という。）とは、災害時における避難行動要支援者（以下、「災害時要援護者」という）の避難支援等の協力、及び個人情報の管理等に関し次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害及びその他の災害が発生した場合、又は、災害の発生が予測され、市が避難準備情報や避難勧告等を発令した場合（以下「災害時」という。）における自主防災会による災害時要援護者への避難支援の体制等と、自主防災会に提供する個人情報の管理体制等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （災害時要援護者）

第2条 この協定における災害時要援護者とは、高齢者や障害者等のうち災害時に自力で迅速な避難行動ができない等の理由により、災害時において市や地域での支援を希望する者であって、支援を受けるための必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

### （避難支援者）

第3条 この協定における避難支援者とは、災害時に災害時要援護者の避難を支援する地域の支援者のうち、必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

### （協力）

第4条 市は、災害時において、災害時要援護者への避難支援が必要と認めるとき、又は避難所の開設を行うときに、自主防災会に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 各校区の市民センター、又はふれあいセンターへの待機
- (2) 避難支援者への支援活動
- (3) 災害時要援護者に対する連絡確認及び避難支援
- (4) 市への報告（災害時要援護者の安否確認）
- (5) その他必要な事項

2 自主防災会は、やむを得ない事由のない限り、市からの要請に基づき協力するものとする。

### （情報の提供）

第5条 市は、自主防災会に対し災害時要援護者及び避難支援者に関する必要な情報（以下「個人情報」という。）を提供する。また、提供した個人情報に記載された内容に変更が生じた場合や、新たに個人情報を提供する必要が生じた場合は、その都度

最新の個人情報を提供する。

(個人情報の保護)

第6条 自主防災会は、提供された個人情報に関し、「宇部市災害時避難支援制度の個人情報提供に関するガイドライン」に添った適正な管理を行う。

2 市は、自主防災会に対し、個人情報の保護に関して、必要に応じて指示又は調査を行うことができる。

3 市は、自主防災会が個人情報を保護し難いと判断した場合には、個人情報を返還させることができるものとする。

(守秘義務)

第7条 自主防災会は、第5条の情報により知りえた個人情報や第4条の要請に基づき実施した業務により知りえた情報を外部に漏らしてはならない。また、自主防災会の職を辞した後も同様とする。

(経費の負担)

第8条 第4条の要請により生じた実費については、市と自主防災会で協議のうえ、市が負担する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、市と自主防災会が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、有効期限は協定締結日の属する年度の年度末までとする。ただし、市及び自主防災会双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

この協定の締結を証するために本書2通を作成し、市及び自主防災会が記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

宇部市  
宇部市長

〇〇地区自主防災会  
会 長      〇   〇   〇   〇